

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第13期第5回島根海区漁業調整委員会が平成21年5月11日に島根県市町村振興センター（タウンプラザしまね）で開催されましたので、会議の概要をお知らせします。



1. 島根県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

中海における鳥取県との漁業調整問題については、第13期第3回の「事務局だより」でこれまでの経緯と現状について紹介しましたが、両県の漁業調整規則から相手県漁業者への規則適用を除外する規定（島根県規則にあっては鳥取県知事の漁業の許可を受けた者に対する、鳥取県規則にあっては島根県知事から漁業の許可を受けた者に対する）を削除し、それぞれの県海面にそれぞれの県規則が適用されるよう、両県で漁業許可の内容統一など必要な協議を進めてきました。

これまでの協議の結果、両県がそれぞれの漁業調整規則に基づき、自県水域で操業する相手県漁業者に許可をすること、これまでの入会慣行を尊重し、両県が相手県の漁業者に対し不利な取扱をしないことを協定すること、許可の取得にあたり、漁業者の負担が生じないよう許可申請手続きの簡素化を行うこと、を基本原則に両県がそれぞれの漁業調整規則の改正を行うこととなりました。

今般、漁業調整規則の改正に必要な関係機関との協議が整い、水産庁への認可申請にあたり本海区委員会へ諮問があったもので、委員会は異議ない旨の答申をすることを決しました。

今後、国の認可を受けて、5月30日までに島根県漁業調整規則の施行公布がされる予定になっています。規則改正のポイントは以下のとおりです。

【規則改正のポイント】

島根県水域（中海及び境水道のうち境水道大橋東端の線以西の海域に限る）における鳥取県漁業者の操業について島根県漁業調整規則の適用を除外する規定の削除

島根・鳥取両県の操業条件を統一するための規定の整備

漁業許可申請書等の経由規定の改正

2. 次期（第6次）島根県栽培漁業基本計画の策定について（報告）

本県のマダイ、ヒラメ等の栽培漁業はおおむね5年を一期とする基本計画（第5次）により推進されていますが、今年度は、現在の基本計画（平成21年度目標）を見直し、第6次基本計画を策定する時期にあります。

県栽培漁業基本計画は海区委員会の意見を聴いて、政令で定めるところにより定めることができることから、今般、次期基本計画（平成26年度目標）策定のスケジュールについて県農林水産部水産課から説明のあったものです。

本件に関しては、委員から多くの質問や意見があり、栽培漁業に対する関心の高さが伺えました。

委員会意見のまとめとして、岸会長から「今後の委員会で魚種毎の放流効果や問題点をキチンと説明した上で、次期基本計画案を示すこと」が執行部に要望されました。

3 . 日本海西部・九州西海域マアジ(マサバ・マイワシ) 資源回復計画について(報告)

水産資源の持続的利用を図るため、緊急に資源回復が必要な魚種について資源の維持増大を図ることを目的に、全国で広域的または地域的に資源回復計画が策定されています。島根県が参画する資源回復計画は以下のとおりで、～までは公表されていますが、の日本海西部・九州西海域マアジ(マサバ・マイワシ) 資源回復計画については、今年度公表が予定されているものです。

本委員会では、これらの資源回復計画の概要が報告されました。

【島根県が関係する資源回復計画】

アカガレイ・ズワイガニ(広域：島根～石川)・・・沖底(H14公表)

ベニズワイ(広域)・・・べにずわいかご(H17公表)

沖底包括的計画(広域：島根～長崎)・・・沖底(H18公表)

小底1種包括的計画(県域)・・・島根小底1種(H20公表)

日本海西部・九州西海域マアジ(マサバ・マイワシ)資源回復計画(広域：鹿児島～鳥取)
・・・まき網(H21公表予定)

問い合わせ先

島根海区漁業調整委員会

事務局

0852-22-5950